

議案第 89 號

三朝町竹田地区新農村建設委員會條例制定につりて
三朝町竹田地区新農村建設委員會條例を次のように制定するものとする
昭和二十九年六月二十五日提出
三朝町長 坂出雅巳

昭和廿九年六月拾五日

東伯郡三朝町議會議長 天野廉



三朝町竹田地区新農村建設委員会條例

(目的)

第一條 竹田地区新農村建設の目的を達成するためその事業計画の策定に必要なる調査及び計画の樹立並にその実施に關し重要なる事項を審議するため新農村建設委員会(以下委員会といふ)を置く

(名稱)

第二條 この委員会は三朝町竹田地区新農村建設委員会と稱する

(構成)

第三條 委員会は町長、助役、町議會議員及び農業委員会委員若干名、竹田地区各部落区長、竹田地区農産区管理委員、各種団体代表者並に学識経験者

若干名を以て組織する

(委員の委嘱)

第四條 委員は前條の規定に基き町長がこれを委嘱する

(委員の任期)

第五條 委員の任期は二年とする

但し町議会議員、農業委員、その他町若しくは団体又は部落の役員でその職務により委員となつた者の任期はその在職期間とする

2、補欠委員は前仕者の残任期間在任する

第六條 委員にして竹田地区建設計画に重大なる支障を来す行為があると認められたものあるときは町長はこれを解嘱することを得る

第七條 委員会に書記若干名を置き町長がこれを任免

000

する

2.書記は委員長の命を受け、会務に従事する

第八條 この條例に定めるものの外、委員会の運営に關し、必要な事項は、委員会がこれを定める

附 則

この條例は公布の日から施行し、昭和二十九年四月百〇リ適用する